

物 件 明 細

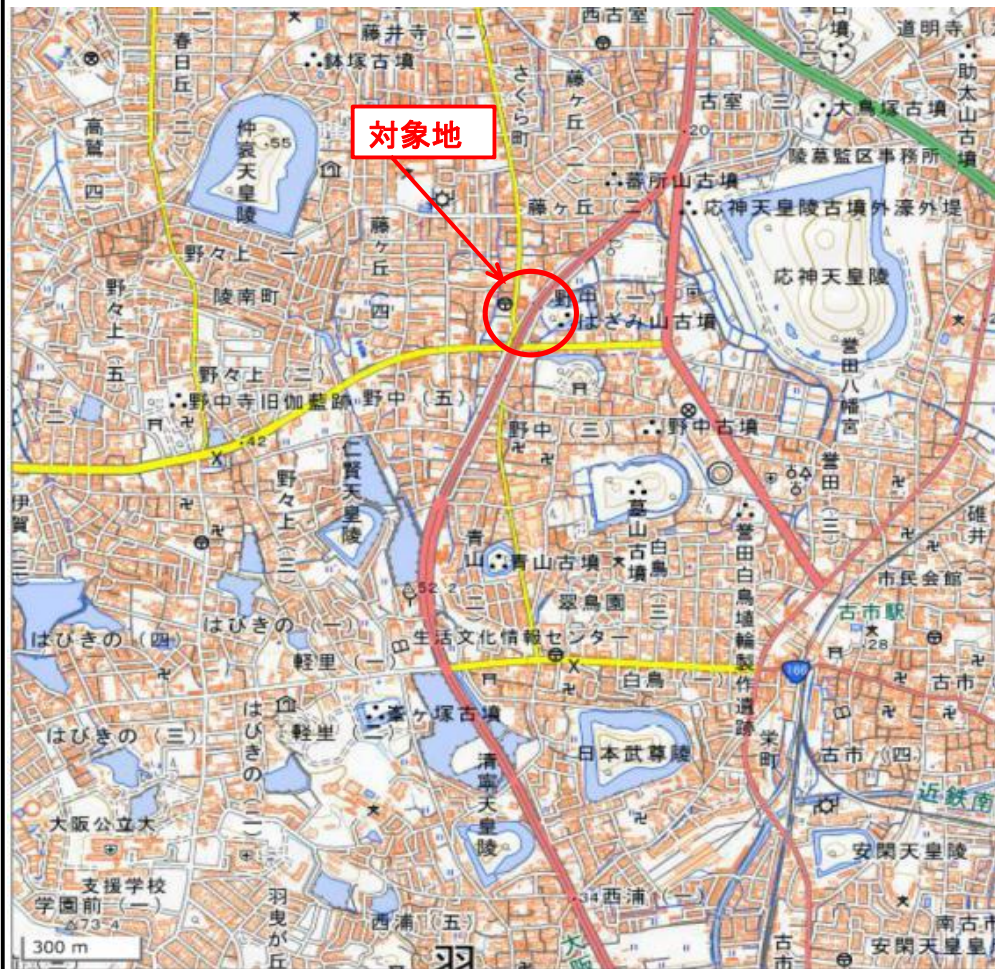
物件番号	所在地 (路線名)	藤井寺市野中一丁目240番3外 (国道170号 野中跨道橋下)	交通 機関	近鉄南大阪線 古市駅 北西 約 1,600m	最 低 占用料 (年額)	562,440円/ 年	占用期間	5年
4								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			722 m ²				
接面道路 の状況	東側：国道側道・幅員 約 13.0m・舗装有・高低差無・南行き一方通行 西側：国道側道・幅員 約 8.0m・舗装有・高低差無・北行き一方通行 南側：国道・幅員 約 10.0m・舗装有・高低差無							
法令に 基づく 制限	市街化区域内							
	都 市 計画法	用途地域	準住居地域					
		地域地区	準防火地域					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
その他の 法令等	・道路法(国道 170号区域内) ・文化財保護法(はざま山遺跡) ・消防法							
その他条件	・火気厳禁							
供給処 理施設 の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	藤井寺水道センター 072-939-1302(代)				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081				
有		無						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター 06-6202-2141					
	無	無						
公共 下水道	本管	引込管	藤井寺市都市整備部下水道総務課 072-939-1111(代)					
	無	無						
					1 平面駐車場(ただし、自社用に限る。)及び資材置場としての利用に限定しております。 2 占用期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。 3 対象地への車両等の出入りについては、対象地南西側の既設門扉からのみ認めます。なお、出入口の拡幅・移設等の変更は認められません。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府富田林土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 072-25-1131(代) 大阪府羽曳野警察署 交通課 電話 072-952-1234(代) 4 対象地にある架空構造物の地上からの高さは、最も低い箇所です約3.0mとなります。 5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、藤井寺市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 藤井寺市都市整備部 下水道総務課 電話 072-939-1111(代) 6 電気の引込みについては、大阪府富田林土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 072-25-1131(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081			

(裏面へつづく)

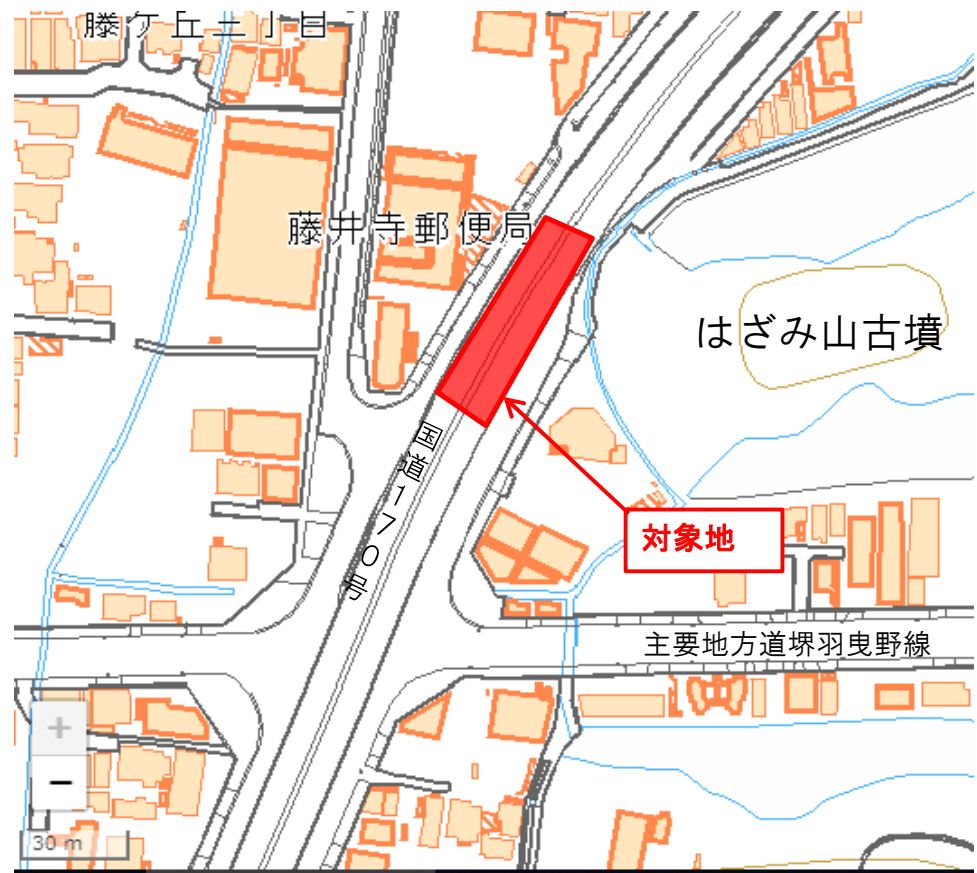
特記事項

- 8 ガスの引込みについては、大阪府富田林土木事務所及び大阪ガス株式会社と協議してください。また、ガスの引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。
- (お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 072-25-1131(代)
大阪ガス株式会社導管情報センター 電話 06-6202-2141(代)
- 9 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「はざま山遺跡」に指定されており、対象地にて掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
- (お問い合わせ先)
藤井寺市教育員会文化財保護課 電話 072-939-1111(代)
- 10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、対象地の出入口門扉付近に、大阪府警察が所有する信号用ケーブルの管理用の人孔が存在します。信号用ケーブルの保守点検等のため、警察職員又は大阪府警察から発注を受けた業者が対象地に立ち入ることがあります。人孔上には物件を置かないようにし、さらに、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 11 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることとなりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府富田林土木事務所と協議してください。
- (お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 維持保全課 電話 0721-25-1131(代)
- 12 対象地には過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で令和7年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は令和7年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 13 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 14 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 15 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 16 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占有に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。

(1)位置図 (物件番号:第4号)



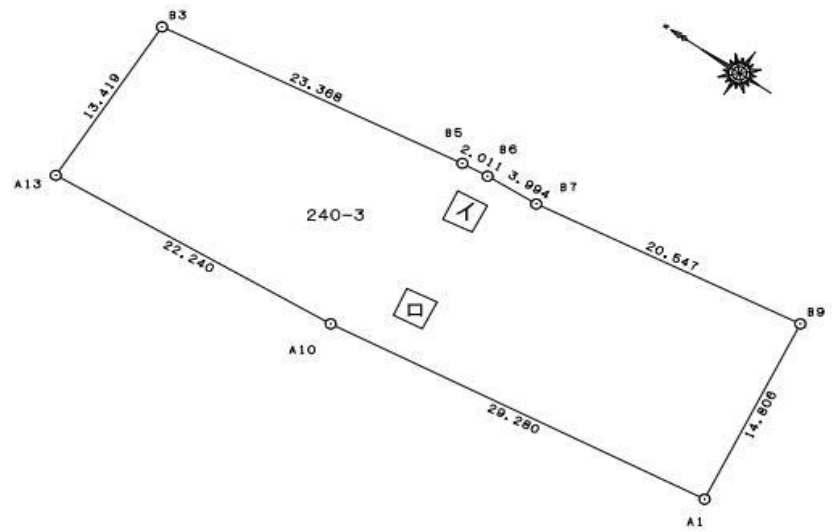
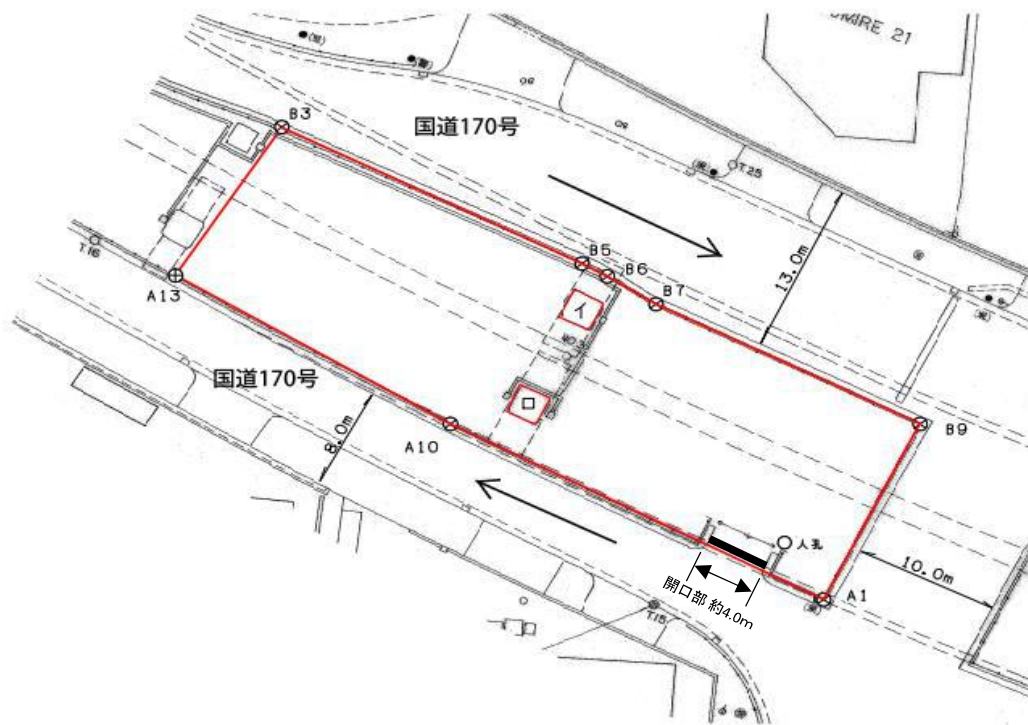
出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第4号)

藤井寺市野中一丁目240番3外



地番 240-3				
点名	X 座標	Y 座標	Yn*(Xn+1-Xn-1)	距離
B3	1041.326	968.595	868.829715	23.368
B5	1031.051	989.583	-11122.912920	2.011
B6	1030.086	991.348	-3029.559488	3.994
B7	1027.995	994.752	-11058.657984	20.547
B9	1018.969	1013.212	-22526.742396	14.806
A1	1005.762	1006.518	1.006518	29.280
A10	1018.970	980.385	23913.550920	22.240
A13	1030.154	961.161	21487.715316	13.419
面積	733.3851595		倍面積 地積	1466.770319 733.38 m ²

控除面積 (橋脚部 ㄚ+ㄚ) $2.4 \times 2.4 \times 2 = 11.52 \text{ m}^2$
 占用許可対象面積 $733.38 - 11.52 = 721.86 \text{ m}^2$

占用面積: 722 m²
 (小数点切り上げ)

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和元年7月31日
事業者名	大阪府